

資料提供  
令和3年7月31日  
担当：広島県対策本部  
担当者：新型コロナウイルス  
感染症対策担当 渡部  
直通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年7月30日(金)に、新型コロナウイルス感染症の患者が17例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内12134～12150例目です。本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は11.6です。

- 【発生数】 2市1町で、20代～70代 計17名
- 【症状等の度合】 軽症13, 症状なし4
- 【入院等の状況】 入院中5, 宿泊療養中5, 調整中7
- 【他事例との関連】 濃厚接触者3, 接触あり13, 調査中1
- 【県外往来等※】 あり3

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来  
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
北広島町						1					1
尾道市			1	1	3						5
三原市			5	1	3		1	1			11
合計			6	2	6	1	1	1			17

《新型コロナウイルス感染拡大防止のための早期集中対策【令和3年7月31日～9月12日】》

【広島市，三原市，廿日市市の住民，事業者の皆様へ】

- 20時以降の外出はさらに削減してください。
- 20時以降の勤務を抑制してください。

【県民，事業者の皆様へ】

- 外出は，外出機会と時間を合わせて半分に削減してください。
- 徒歩・自転車通勤，時差出勤等を促すとともに，Web会議やテレワークの活用により，出勤者を7割削減してください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。ただし，同居する家族以外での会食等にあつて，物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合，居宅や屋外のキャンプ場等において飛沫感染防止や手指消毒，換気を徹底する場合があります。
- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は，最大限，自粛してください。また，都道府県が不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10人以上となっている地域との往来は，必要性を十分に検討し，慎重に判断してください（事業者においては，出張時期の変更やWeb会議への切替えなど）。

県内での移動について，広島市，三原市，廿日市市との往来は，最大限，自粛してください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては，感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害，患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から，提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。